

教員各位

教務部長 山川 満夫

令和 5 年 1 月 4 日(水)から 2 月 4 日(土)までの期間における授業形態の時限的変更について

「令和 5 年 1 月 4 日(水)から 2 月 4 日(土)までの本学の対応について」(2022 年 12 月 21 日 危機管理対策本部)に基づき、1 月 4 日(水)から 2 月 4 日(土)までの期間、受講者数が教室の収容定員の 50%を超えるなど、十分な感染防止策をとることが難しいと考えられる科目については、時限的に特例授業へ転換することが認められております。

上記期間に特例授業へ転換するにあたっては、学科長・科目群責任者・資格課程主任を通して教務部長への届出・申請(教室収容率 50%以下の科目は必要に応じ危機管理対策本部での審議)が必要です。

ただし、12 月 26 日(月)までの期間の授業において、申請・届出により特例授業転換の許可を受けた科目については同等の理由であれば継続して特例授業を実施することは可能ですが、学科長・科目群責任者・資格課程主任等へ特例授業継続の連絡をメールにて行ってください。

1 月 4 日(水)以降、新たに申請・届出する場合の方法については以下のとおり。

1. オンライン(特例)授業への時限的転換を希望する科目担当教員

⇒【様式 1】オンライン(特例)授業実施許可願(<https://x.gd/yousiki01>)を学科長、科目群責任者、資格課程主任へ提出

2. 科目担当教員から許可願を受けた学科長、科目群責任者、資格課程責任者

①受講者数が教室収容定員の 50%を超える科目

⇒【様式 2】オンライン(特例)授業変更届出書(https://x.gd/yousiki_2)に特例授業変更の申請があった科目名等を記入の上、教務部長へ届出(メール提出)

メール宛先 to:myamakawa@okiu.ac.jp cc:1stchr@okiu.ac.jp

※教室の収容定員が 50%を超える科目については、担当教員からの【様式 1】の提出があった時点で学科長等が許可、オンライン授業の実施が可能です

※【様式 2】については、週 1 回程度での届出で差し支えございません(都度の届出不要)

②受講者数が教室収容定員の 50%以下の科目

⇒【様式 3】オンライン(特例)授業への変更申請書(<https://x.gd/yousiki03>)に必要事項を記入の上、担当教員からの【様式 1】オンライン(特例)授業実施許可願と合わせて、教務部長へ申請(メール提出)、必要に応じ危機管理対策本部で審議

※ただし、担当教員の基礎疾患を申請理由とする場合は、危機管理対策本部からの通知にあるとおり「教室の収容定員を 50%以下に設定し、換気をするなどの措置を執ってもなお、新型コロナウイルスの感染防止が不十分であるとの医師の診断書(意見書)」の添付が必要です。

メール宛先 to:myamakawa@okiu.ac.jp cc:1stchr@okiu.ac.jp

締切日 : 毎週月曜日 正午まで

※必要に応じて危機管理対策本部会議(毎週水曜日開催)での審議が必要となります。

各週の締切を過ぎた場合、翌週の審議に持ち越しとなりますので、ご了承ください。